

法人インターネットバンキング

ご利用のお客さまへ

株式会社 大正銀行

法人インターネットバンキングの補償について

近年、インターネットバンキングにおいて、コンピュータウイルスを利用したパソコン遠隔操作等による極めて巧妙な手口での不正利用被害が増加しております。

お客さまには、ウイルス対策ソフト導入およびパスワードの定期的変更等によるセキュリティ対策をお願いしておりますが、万が一不測の事態が生じた場合に備え、弊行では、第二地方銀行協会の保険制度に加盟し、不正利用されたことにより生じた損害に対して補償することとしておりますのでお知らせ致します。

記

1. 補償について

1 契約者あたりの年間補償限度額を1,000万円といたします。

ただし、以下の場合には補償対象となりません。

なお、以下の状況を判定することにつきましては、お客さまの申告または弊行の調査により検討・判定した結果に基づきます。

また「大正銀行インターネットバンキング等の不正使用による預金被害補償規定」に準じ、個別対応といたします。

2. 補償対象とならない主な場合

- (1) 不正な払戻しの発生した翌日から30日以内に弊行へ事故の届出をしていただかなかった場合
- (2) 当行の調査に対し、お客さまから正確で十分な説明がいただけない場合
- (3) お客さまの被害届が警察に受理されていない場合
- (4) お客さま、またはお客さまの従業員等（お客さまから金銭的利益・その他の利益を得ている方）の故意、重大な過失または法令違反による損害であった場合
例 ID、パスワード、乱数表等を他人に知らせた場合 または他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合など
- (5) お客さま、またはお客さまの従業員等（お客さまから金銭的利益・その他の利益を得ている方）が自ら行い、または加担した不正による損害であった場合
- (6) お客さまが「大正銀行インターネットバンキング（法人用）利用規定」に違反した場合

など

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社大正銀行 IBセンター

電話番号 0120-552-624

受付時間 銀行窓口営業日 9時～17時